

市民自らの政策を持とう！

第25回個人演説会 記録

日 時 2015年7月18日(土)

13:30-17:00

場 所 岩国市福祉会館

参加者 17名

この記録はホームページとブログに掲載

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp>

<http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku>



「安保法制」について

井原勝介氏（市民政党「草の根」代表）

今問題になっております安保法制について、わかりやすくご説明したいと思います。後で質問とかありましたら遠慮なく言ってください。お手元に資料が5ページあります。それを参考にみていただきながら、この画面にも少しわかりやすくまとめてありますので、こちらもご覧いただきたいと思います。

今国会に法案がかかって、先日衆議院を通過して、これから参議院ということで、9月半ばぐらいまで熱い議論になっていくだろうと思います。テレビや新聞を見ても、何がどのように問題になっているのか、必ずしもわからないと思います。例えば憲法学者が違憲だと指摘していますが、安倍さんは「合憲であると確信している」と断言していました。

違憲だ、合憲だとお互いに言い合っていますが、それだけではどちらの議論が正しいのかつきつめられない。そこでまず、憲法に違反するのか違反しないのか、答えから言えば違反しているに決まっていると思いますが、なぜ違反してるのかを中心に説明したいと思います。それが今日の大きな目的です。

「日本人が避難するのに助けなくていいのか」といって、安倍さんがパネルでよく説明をします。今回の法案が通ったらどのような場合に日本が武力行使することになるのか、マスコミや国会の審議を聞いていても、曖昧なままではっきりしないことが沢山あります。そのあたりも具体的にお話してみたいと思います。

□ 論点 (ポイント)

それでは早速入りますが、まずポイントですね、「憲法に反するのか」ということ。安全保障に関してどんな政策をとるかは、政治の判断することです。我々が選挙で選んだ政治家が判断する。しかし、安倍さんだから何でも自由にできるという訳ではない。安倍さんの発言を聞いていますと国民の命を預かるのは政治家の責任だから、憲法学者は黙ってろ、自分たちが勝手に判断する、今は反対が多くても、後々賛成が増えればいい、「歴史が判断する」と言っているのですが、それは間違いです。どんなに権力を持って、多数で選挙に勝っても、憲法の縛りがある。その中で政治が行われなければならない。その憲法という縛りを外れてしまったらもちろん憲法違反ですし、立憲主義に反することですから、安倍さんといえどもそんな権利はありません。

憲法の枠を超えるような政策を取りたい時には、憲法改正の手続きを取って、国民投票も行う必要があります。今回は、憲法の枠を超えていると思われるにもかかわらず、改正手続きも取らないで、政府の勝手な判断で集団的自衛権の行使に踏み込もうとしていることが問題であると思います。

議論の大前提として、「憲法に違反する法律は、国会で審議してはまかりならぬ」という、入口からもっと議論しなければならない。そこが一番大切なところです。

これは安倍さんがよく使うパネルです。左の方に有事と書いてありますが、そこで戦争が起こって在留邦人がアメリカの艦船に乗って避難する可能性があるだろう。そのアメリカの船を、相手国が攻撃してくるような場合に、日本は今の法制では防御できないという。「こういう邦人を日本人が守らなくていいのか」と、今回の安保法案の必要性をいう時に、象徴的にこれが使われます。日本人が避難するのに守らなくていいのかと単純に訴えられると、それはやはり守らなければいけない。今の法制でそれができないのだったら、安保法制を作るべきだというように誘導されてしまうのですが、そこにはいろんな面で問題があります。

正確ではありませんが、日本人が軍艦に乗って逃げたら、逆に危ない。民間の船に乗って逃げる方が安全なのです。戦争の際にも、民間人を攻撃してはいけないというルールがある。沖縄で洞窟の中に軍人と一緒にいて、多くの人が殺されてしまいました。避難民だけだったらアメリカ軍が攻撃しなかったかもしれない。そういう原則もジュネーブ条約などにはあって、アメリカの軍艦に乗って避難することはありえないとされています。

以前アメリカに避難民の救助を依頼したら、そんなことしたら日本人だけじゃなくて、いろんな国の避難民を助けなければならない、自国民を避難させるのに精一杯だからと、断られたと言いますから、そもそも現実性がない。

それから、集団的自衛権という観点からも、言いにくいことですが、避難民が殺されるからといって、自衛隊が出て行って戦争するわけにはいかない。例えばイラクの方で誰かが殺されたからといって、日本が出て行って戦争するわけにはいかない。戦争するということになれば、日本全体が大変な被害をこうむるかも知れないわけですから、民間の船なども利用してできるだけ助ける以外にない。仮に避難民を乗せたアメリカの艦船が攻撃さ

れたとしても、集団的自衛権を行使するための条件になるわけではない。こういう事例というのは、国民の感情に訴えてごまかそうとするものに過ぎないと思います。

1. 憲法第9条と自衛権

それではお手元のペーパーを見て下さい。まず、憲法9条について解説します。この9条に違反するかどうか、今回の法案の大きな焦点になるわけです。そもそも9条にどんなことが規定されているのか。そしてその解釈はどうなってるのか。それを昨年の閣議決定でどう変えようとしてるのか。ここが一番ポイントになりますので、それをおさらいしたいと思います。ご存知の通り、1項と2項があります。1項は、武力による威嚇又は行使は永久に放棄する、要するに武力行使はしないということです。いわゆる戦争放棄といわれるものです。2項は、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。自衛隊はこれだけの規模を持っているけれど、軍隊でないのか。ここでいう戦力に該当しないのか、憲法に違反しないのかということが常に議論になるところですから、この戦力という概念が鍵になってくる。二つ合わせて戦争放棄と言われていますが、特徴は2項です。1項の戦争放棄という考え方は、もうかなり前から国際的なルールになっていて国際条約とか、或いはいろんな国の憲法の中にも規定されており珍しいものではない。今国際法上は戦争してはいけないことになっています。自分の国を守るための自衛の戦争はできますが、侵略や威嚇のための戦争は許されないとされています。だから1項はそんなに珍しい規定ではない。

ただ、2項を持っている国はほとんどない。そこで9条を形式的に解釈すれば、武力行使はできないし、自衛隊も持てないということになります。本来の意味はそうだったと思います。でも、歴史的な経過の中で自衛隊ができて自衛権の行使はできるというように解釈が行われてきて、学問的な議論は別にして、日本の現実としては、自衛隊は合憲であるとされています。それは確定した解釈であると言っていいと思います。

□ 1972年（昭和47年）政府見解

自衛権の行使は認められるが、集団的自衛権の行使まではできないという、そのことを政府の見解として明らかにしたものが、1972年（昭和47年）の政府見解です。国会審議などでも、この47年政府見解がよく引用されます。その主なところを紹介しますと、憲法は戦争を放棄していますが、自衛のための必要な措置を講じることを禁止しているわけではない。どこかの国が攻めてきて日本が焼野原になるのを黙って見ていると憲法が命じているわけではないだろうと、憲法の趣旨からこのように言われています。しかし一方で憲法9条のもと、無制限に自衛の措置が認められるわけではないとされています。それではどの程度の措置が認められるかということについて具体的に書いてあります。ここがものすごく大事な考え方になります。

まず、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処する」これが第1要件と言われるものです。要するに、外国から日本が実際に武力攻撃を受けた場合を指しています。そして国民の権利を守

るためのやむを得ない措置として、初めて自衛のための武力行使が認められるのだと、実際に攻撃を受けているわけですから、それに反撃せざるを得ないこととなります。これが第2要件です。しかしこの措置は不正な武力攻撃を排除するための必要最小限の範囲に止まるという。これが第3要件と言われるものです。

安倍さんはよく海外派兵はできないと言っています。要するに第1要件である武力攻撃を受けた時に、それを排除するための武力行使は認められるが、相手国まで出かけて行って攻撃することは必要最小限度の範囲を超えるからできない、そういう意味なのです。

これが、日本を守る個別的自衛権といわれるものでした。従って、他国が攻撃されたときに他国を守るための集団的自衛権の行使は憲法上認められないというのが、47年見解の結論になります。

今回の法案でよく出てくる集団的自衛権の定義を確認しておきます。例えば日本の同盟国と言われているアメリカが攻撃を受けた時に、まだ攻撃を受けていない日本がアメリカと一緒に戦うことを集団的自衛権と言います。先日安倍さんが友達の麻生さんが殴られたら助けるのは当然でしょうと言っていましたが、あのレベルの話ではない。自分たちが攻撃された場合が個別的自衛権で、他国が攻撃されたのを助けるのが集団的自衛権。厳然と違います。今までの憲法の9条の下では、集団的自衛権の行使は認められないとされていたのを、今回新たな解釈で認めようとしていることが最大の論点になります。

それから、自衛隊と9条2項の戦力との関係についてですが、9条の解釈でも必要最小限度の実力行使は認められとされていますので、その必要最小限度の実力は憲法9条2項にいう戦力には該当しない。だから自衛隊は合憲とされています。必要最小限度の実力を行使するという限度において自衛隊は合憲ですが、集団的自衛権を行使して他国に出て行って武力行使することになったら、まさに戦力になり9条2項に反することになってしまいます。そういう重大な問題をかかえています。

□ 安全保障法制の整備に関する閣議決定（2014年7月1日）

こうした憲法9条の解釈は、歴代の内閣においても踏襲され、すでに確定したものとなっていました。ところが、昨年7月1日の安全保障法制に関する閣議決定により、この解釈が大きく変更されてしまいました。本来は憲法改正でやるべきところを閣議決定でやったということで非常に問題の大きいものです。今回の法律案もこの閣議決定に基づいて国会に提出されています。そこで、これまでの考え方と比較して、7月1日の閣議決定で何が変わったのか比較してみます。

まず第1要件。これまでは自国が武力攻撃を受けることが前提となっていました。今回の場合、「他国に対する武力攻撃の発生」が要件とされています。「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」ここは同じ言葉が並んでいます。その次が違います。「明白な危険がある場合」ですから、決定的に違うのは、他国は攻撃されているが日本はまだ攻撃を受けていない。従って日本に対する危害はまだ発生しておらず、危険性にとどまっていること。それで武力行使を認めようと

ということです。そもそも第1要件が非常に大事なのですが、そこが決定的に違うと思います。

この図を見ていただきたいのですが、第1要件の左側が今までの考え方。これは日本が本当に攻撃を受けて実際に被害が発生している段階。右側は他国が武力攻撃を受けた場合で、日本がまだ危険性にとどまってる段階、同じく武力行使の要件ですが、中身が全然違います。第2要件は昨年の閣議決定では、「他に適当な手段がない」こと。これまでは、「やむを得ない場合」とされていまして、同じ趣旨だと思います。第3要件は昨年の閣議決定でも必要最小限度の範囲にとどまるとなっていて、これも表現的には似ている。けれども実質は違う。つまり、第1要件が決定的に違うことになります。

47年政府見解では、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと結論付けています。ところが昨年の閣議決定では、集団的自衛権の行使も憲法上許されると結論を全く変えてしまいました。従来政府見解の基本論理の枠内であり、許されると結論付けている。憲法との関係を議論する場合には、この点が論点になります。新3要件は、従来政府見解の基本論理の枠内にあり合憲であるというのが政府の主張です。ところが、第1要件が全然違い、全く新しい要件になっている。そこが合憲違憲論の別れ目なのです。

□ 限定容認論

次に、「限定容認論」について説明します。国会審議の中で重要なのは、内閣法制局長官がどのように発言しているかということです。6月の終わりから7月にかけて何日間も衆議院の安全保障特別委員会が開かれて、一日に7時間ぐらい議論が行われました。私は、法制局長官の答弁を中心に聞いてみました。安倍さんや防衛大臣の答弁は、ごまかしやすれ違いが多く議論になってない、抽象的な議論、感情論ですからほとんど法的には意味がありません。

法制局長官の答弁をここにまとめておきました。

「新3要件の明白な危険とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは日本が武力攻撃を受けた場合と同じ被害が及ぶことが明らかな状況である。我が国に戦火が及ぶ蓋然性、国民がこうむる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断する。」

これだけ読めばかなり限定されているとも言えます。武力攻撃は受けていないけれど、それと同様な被害が及ぶことが明らかな状況、戦火が及ぶ蓋然性など、ほとんど武力攻撃に匹敵するような危険な状態を指しているのだと言われれば、なるほど、それもありうるかなと、ここだけ読めばそういう気になってしまいます。

他国が攻撃されたからといってそれを守るために戦うのではなくて、本当に日本に被害が及ぶ場合に限定して集団的自衛権の行使を認める、全部の集団的自衛権を認めるのではなく一部限定した形で日本を守るために集団的自衛権を認める。47年の政府見解を維持していくので憲法に違反しないと言っているのです。法制局は法律の番人といわれるところですから、従来憲法解釈を変えないという前提で新しい理屈を立てるとすればこのように言うしかなかった。表現的には厳しい要件になっていて、公明党はこれを持って今回

の集団的自衛権の行使は、厳しく限定されているのであまり問題ないと盛んに宣伝しているのです。

そのまま適用されるのならともかく、例えばホルムズ海峡まで出かけて行って機雷掃海をすることが、日本に戦火が及ぶ蓋然性や、深刻な被害が生じる危険性があるとはとても思えない。法制局長官の答弁からすれば、例えば朝鮮半島で紛争が起こり、まさに日本に対して攻撃が行われるという状況であれば、この基準に該当するかもしれませんが、ホルムズ海峡が機雷で封鎖されても、日本に戦火が及ぶわけでも、深刻な被害が発生するわけでもない。石油が止まるぐらいのことですから、ここに書いてある要件に該当するとはとても思えないのです。法制局には厳しく論理構成させておいて、安倍さんたちは勝手に解釈を広げて、中東まで出かけていくと主張しています。そういう議論を前提に考えたら、これまでの考え方を大きく逸脱していると言わざるを得ません。ほとんどの憲法学者は、47年の政府見解を大きく超えるので違憲だと明確に言っています。

(憲法学者の指摘)

47年政府見解で、9条の下では集団的自衛権の行使はできないとされており、歴代首相も国会で同趣旨の答弁を繰り返して、それが政府の確定した解釈である。それを憲法改正しないで変えるというのは許されない。憲法違反である。法律や憲法は抽象的な書き方がしてあって具体的なことまですべて表現されているわけではないのですが、そこを補うのが解釈です。9条については、47年の政府見解が確定した解釈なのです。確定した解釈というのは9条の中身そのものになっていると法的には考えられるので、その解釈を勝手に変えることは9条に反することになるというのは法律の常識です。憲法学者約200人のうち、122人がアンケートに答えている。そのうち119人、ほとんどの人が違憲または違憲の可能性があるとしている。合憲であるとしたのはわずかに2人。憲法に反することは明白であると思います。

(政府の反論)

政府はそれに対して、砂川事件の最高裁判決を持ち出して反論している。

「最高裁は、集団的も個別的も区別なく、自衛のための必要な措置はとりうると言っている。時代の変化に応じて何が必要かを考えるのは憲法学者ではなく、我々政治家である」高村自民党副総裁の発言であるが、本当に傲慢です。何が必要かを考えるのは政治家かもしれませんが、憲法の枠内で考えなければいけない。憲法を超えてはいけないということをしっかり押さえておく必要がある。砂川判決を根拠にすることは、憲法学者から言えば、笑止千万というか、議論にならないほどおかしい。

砂川判決では、集団的自衛権は問題になっていません。日米安保条約は高度の政治性を有するので、違憲かどうかの判断は裁判所はしないと言っている。米軍基地の違憲性を問うた裁判ですが、第1審では米軍基地は違憲とされた。すぐにアメリカから圧力がかって、最高裁が判断を避けたといういわくつきの判決です。集団的自衛権の問題でも何でも

ないのです。それを取り出して今回の集団的自衛権の判断の根拠にするというのは、専門的に言えば、異例のことだと思えます。逆に言えば、これしか根拠がないということは、いかに今回の集団的自衛権の行使が憲法に合致すると主張する根拠がないことを、政府自らが明らかにしていると思えます。

<違憲の根拠>

引き続き、違憲の根拠について、具体的に議論してみたい。47年の政府見解の論理を大きく逸脱し、武力行使の根拠が大きく変わっているので、違憲だと断言できると思えます。政府は47年政府見解の枠内である、変わっていないと言いますが、論理は大きく変わっているのだという事を理解してください。これが一番大事なところです。

① 時間的要件の拡大

昨年の閣議決定では、「日本の存立が脅かされる明白な危険」ということになっていました。9条のもとで従来から自衛権行使の絶対的な要件であった日本が武力攻撃を受けたという前提を、今回、「明白な危険がある場合」に変えてしまった。ここが決定的に違う。武力攻撃を受けた場合というのは、外から見ても明らかな事態で、誰も疑うことができない。だから反撃をするための要件とし、余りにも明白な事態です。拡大解釈をされる恐れのない要件ですが、「明白な危険」であれば、「総理大臣や政府が明白な危険と判断すれば」武力行使ができるようになる。概念がものすごく曖昧で、その時々政府の判断によってどのようにでも解釈できる。だから一番大切な第1要件が、47年政府見解に比べてまったく変わったものになっている。

② 対象となる「被害」の拡大

次に、47年の政府見解では、武力攻撃による直接の危害、人が殺され施設が破壊され、という事態がすでに発生していることが要件になります。これは明確です。ところが今回の場合には、ホルムズ海峡に出かけて機雷の掃海までやると言っているのですが、機雷が敷設されてホルムズ海峡が閉鎖されると日本にどんな影響があるかということ、石油が止まるという経済的な影響です。政府はそれだけにとどまらず、死者が出るほど深刻な被害が生じると宣伝していますが、それは大げさです。そういうこともあるかもしれないが、飛行機が飛んできて爆弾落とされるということと、石油が止まって経済的な影響が生じるということでは、被害の程度が全然違います。武力攻撃による直接的な被害に対処するという一番大切な要件をとっぴらって、経済的な要件まで対象にすれば、ものすごく拡大してしまう。ホルムズ海峡だけではないかもしれません。南シナ海などいわゆるシーレーン全体の防衛が対象になるかもしれません。

ホルムズ海峡への機雷敷設により、日本で深刻な被害が起こりうるとしても、あくまで間接的、経済的影響でしかない。日本が軍事侵攻を受けている場合に比べたら、緊急性、深刻性において質的に全然違う。間接的、経済的影響であれば、努力をすればいくらでもそれを解消することができる。日本が武力攻撃を受けていればすぐに反撃するしかない

が、機雷封鎖であれば、例えば相手国と外交交渉して、停戦に持ち込み、機雷を除去してもらうことができるかもしれない。或いはホルムズ海峡を通らないで、別ルートで石油を持ってくればいい。日本には確か100～200日間の石油備蓄があるからそれを使えばいい。いくらでも対策をとりうる、また取らなければいけない。そうした努力をしないで武力行使すればいいという単純なものではない。

③ 必要最小限度の範囲の拡大

最後に必要最小限度の範囲に限定する。両方とも言葉では同じように書いてあるのですが、実質は大きく違う。必要最小限度というのは、第1要件の武力攻撃などの侵害を排除するための必要最小限度。その第1要件の幅が広がったら、必要最小限度の幅が広がっていくことになる。例えば、武力攻撃を排除するための必要最小限度といえば、それに反撃して撃退すること。遠くへ出かけて行って攻撃することは必要最小限度の中に含まれない。だから武力行使は日本の領域内に限られる。

ところが、新3要件の場合は、アメリカに対する攻撃を排除するために戦うわけですから、日本の領域ではなくなります。例えば東シナ海で戦争するアメリカの軍隊とともに戦う、或いは朝鮮半島で紛争が起こればアメリカに対する攻撃も続くわけですから、日本も継続的に守らなければいけないことになる。公海だけでなく相手国の領域まで踏み込んでアメリカと一緒に戦うことになるかもしれない。それが必要最小限度になってしまうのです。言葉は同じ「必要最小限度」ですが、中身は全然違う。関与する範囲が広がれば最小限度の範囲も広がる。

(まとめ)

日本が攻撃を受けて国民の生命や権利が危うくなる時に、それを放置するように憲法が求めていると思われたいというのが、これまでの憲法9条の考え方だったのです。今回も、他国が攻撃されたとしても、日本に深刻な被害が及び、権利が根底から覆されるような危険がある場合に、それを排除するための自衛権の行使を憲法が禁止しているとは考えられない。そういう意味で従来と同じ考え方なのだと政府は言います。しかし、その新3要件は「明白な危険」の段階で武力行使を認めており、従来の9条の解釈から大きく逸脱し、憲法違反であることは明白である。

中国や朝鮮半島の問題もあるので、アメリカとの関係を強化して抑止力を高めるために集団的自衛権が必要だと言われていますが、それは政策論であって、そのように考える人もいれば、もっと平和的な手段で日本の安全を守らなければいけない、集団的自衛権で他国の戦争に参加することは日本を危険に陥れることであるなど、政策論ですからいろいろな考え方がある。安倍さんたちがそのように考えるのだったら、憲法の縛りがあるわけですから、集団的自衛権の行使を認める憲法に変える必要がある。国民的な合意を得て憲法改正すればいいのに、そこを吹っ飛ばしている。

前回この勉強会で、自民党の憲法草案を勉強しましたが、そこには、国防軍を作ること

が明記されています。集団的自衛権も含めて、堂々と憲法改正案を出して国民的な議論をすべきだと思います。

以上が違憲の論理です

2. 安保法案の内容（集団的自衛権の法制化）

① 武力攻撃事態法の改正

次に、今回の法律案の中身を説明します。日本が武力攻撃を受けた場合に自衛隊がどういう手続きをとって武力行使をするのかということを定めた武力攻撃事態法があります。武力攻撃を受けたからといって自衛隊が勝手に出て行っていい訳ではないのです。武力攻撃事態法の中で、まず武力攻撃予測事態というのは、武力攻撃が予測される段階であり、自衛隊に対して出動準備が発令されます。そして次の武力攻撃事態とは、武力攻撃の発生又は明白な危険が切迫している事態をいい、その場合には総理大臣が自衛隊に対して防衛出動を命ずることになります。防衛出動の発令などは自衛隊法に書いてありますが、要するに軍備を整えて戦争するための部隊として出動するわけです。そして、総理大臣により防衛出動を命ぜられた自衛隊が各地に展開すれば、後は自衛隊の判断で武力行使をすることができます。その権限を与えられて出動するわけです。戦場に赴くのですから、いちいち総理大臣が指示するわけにはいかない。相手が攻撃してくれば自衛隊の判断で反撃することができます。武力行使に直接繋がって行く事態は、従来はこれだけだったのです。

今回の法改正で、武力攻撃事態法の中に「存立危機事態」が新設されます。これは、武力行使新3要件に基づき集団的自衛権を行使するための要件として新設されたものです。さきほどの要件の中に「日本の存立が脅かされる」とありましたが、そこから来ています。他国への武力攻撃により、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合と定義されています。

② 自衛隊法の改正

この「存立危機事態」が新たに集団的自衛権の行使として新設されて、この場合、武力攻撃事態と同様に、自衛隊法76条によって総理大臣が防衛出動を命ずることができる。防衛出動した自衛隊は、実際に武力攻撃が発生したらそれに反撃、武力行使をすることができることになる。これまでの武力攻撃事態は、日本が攻撃されたら反撃するのですが、「存立危機事態」では、日本が攻撃されていなくても、他国、アメリカが攻撃されたら自衛隊は反撃することができる。同じ防衛出動でも状況はまったく違うのですが、一旦出動すれば、後は自衛隊の判断でアメリカと一緒に戦うことができるようになるということですから、重要な規定になります。防衛出動した自衛隊は必要に応じて武力行使ができる。これは自衛隊法88条に書いてあります。存立危機事態と武力攻撃事態では、主語は首相であり、首相が防衛出動を命ずることができることになっているのですが、武力行使のところは自衛隊が主語になっていて、その判断で武力行使ができる。武力攻撃事態法に「存立危機事態」を加え、自衛隊法76条の改正により、防衛出動ができることとされました。防衛出動した自衛隊は武力行使ができるというのは、従来の取り扱いと変わりません

から、自衛隊法 88 条の改正はありません。

武力行使に関する従来の考え方と新 3 要件とは大きく違うわけですが、同じように防衛出動して武力行使ができるように法的には規定され、9 条の理念が大きく変わってしまうことになる。以上が、集団的自衛権と憲法の問題です。

3. 具体的事例について

次に、今回の法改正で具体的に何ができるようになるのか、どういう事態が想定されるのかについて説明します。邦人救出の事例がよく出されますが、現実にはほとんど想定できないもので、典型的な事例でも何でもありません。一番想定されるのはやっぱり、日本の周辺、朝鮮半島で紛争が起こったとき、以前のようにアメリカが参戦すると戦争状態になる。朝鮮戦争の時には日本は後方基地としてももちろん使われましたが、直接日本が参戦することはなかった。集団的自衛権の行使が認められれば、アメリカが攻撃を受ければ、アメリカを守るために朝鮮半島の戦争に参加することができるようになる。それが典型的な例です。

「日本の近海を防衛するために航行しているアメリカの艦船が攻撃された時に、日本が守らなくていいのか」安倍さんたちはよくこう言います。一面だけを強調してごまかしていますが、それより朝鮮半島の有事や台湾海峡で紛争が起こったとき、日本がアメリカを助けるために参戦する可能性が出てくるということが、やはり今回の集団的自衛権の行使で一番危険なところですよ。

中東方面に自衛隊が出て行ってアメリカの攻撃に加わるところまでは、一気にはいかないかもかもしれませんが、可能性は残されている。アメリカが世界中で戦争するわけですから、それと一緒に戦うことができるようになると思います。

「明白な危険」だけでいいわけですから、その時々々の総理大臣の考え方によって、世界中の紛争は日本に影響を与えると解釈され、自衛隊が海外に出て行くかもしれません。安倍さんたちが挙げている事例にごまかされてはいけないと思います。

4. 重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）

今回の安保法制は 10 本くらいの法律で構成されています。その中で、集団的自衛権に関係するもの以外に、もう一つ、大切な法律があります。従来の周辺事態安全確保法を、名称も含めて大幅に改正し「重要影響事態安全確保法」とするものです。

周辺事態法というのは、日本の近海、周辺の地域で紛争が起こったときに、今回のように集団的自衛権を行使してアメリカの戦争に参加するのではなく、アメリカが戦争する場合に後方支援をする。自衛隊は自ら戦争には参加しないが、後方でいろいろ支援をすることができるようにしたのが周辺事態法でして、1999年にできた。これも大変な法律で、できた当初はものすごい議論があったものなのです。要するに、後方支援だったら武力行使ではないというこじつけなのです。憲法 9 条には違反しない後方支援であるという解釈のもとに、周辺地域で紛争が起これば日本の安全に大きな影響を与えるので、やはり黙ってはいけない、アメリカを支援する必要があるということで、周辺事態法ができ

ました。

① 対象地域の拡大

ところが、今回、法律の名称が変更されたことからわかるように、周辺事態という定義が全部削除されました。周辺事態、具体的には極東地域に限られると解釈されていました。ところが重要影響事態法では、日本の平和や安全に重要な影響を与える事態というだけで、地域の限定がなくなっていました。これによって、極東地域から世界中どこでも出かけていくことができるようになりました。

② 活動内容の拡大

地域が拡大されただけではなくて、中身も変わりました。今までは、「後方地域支援」と言われ、日本の周辺で有事が起こったときに、日本の領域或いは周辺の公海上でアメリカの支援をする、後方地域で支援するとされていました。ところが、今回の重要影響事態法では、後方地域支援が「後方支援」となり、米国だけではなくて、その他の諸外国の軍隊も支援の対象になる。

非常に問題なのは、「戦闘現場を除くどこでも」出かけていくことができるようになった。現に戦闘が行われている現場ではこの後方支援は実施しない。要するに、実際に銃が撃たれているところではやらないが、それ以外ならどこでも他国の領域でも出かけていくことができるようになりました。

以前、「イラク特措法」が作られ、小泉さんがイラクに陸上自衛隊を派遣したことがありました。あの当時も、イラクの領土に自衛隊を派遣することが非常に議論になりました。それまで、陸上自衛隊を他国の領土に派遣したことがないわけです。武力行使と一体化して憲法9条に違反するのではないかと議論がありましたが、イラク特措法では、あらかじめ、現に戦争が行われておらず、戦闘が行われる可能性のない地域を「非戦闘地域」に指定して行うとされました。それでも危険性はかなりあったと言われてはいますが、あくまで活動範囲を非戦闘地域に限定したのです。

小泉さんの迷答弁がありました。非戦闘地域とはどのようなところを言うのかと聞かれて、「自衛隊が活動しているところが非戦闘地域だ」と答えたという。それでも一応限定されていましたが、今回は、実際に戦闘が行われていなければどこでもいいとされてしまっていて、戦闘地域に隣接するところまで行くことができるようになり、活動範囲が大きく広がってしまった。

③ 支援内容の拡大

それからもう1つ大事なことは、支援の中身です。従来から、武力行使と一体化しない後方支援だから憲法に違反しないという理屈だったのです。だから、給油やいろいろな物質の輸送などを行って来ていますが、例外として武器や弾薬の補給は許されないとされてきました。周辺事態法では 武器や弾薬を輸送、補給すれば、それは戦闘行為と一体化し9条に反するのではないかと、自衛隊は実際に銃を持っていなくても、銃や弾薬を提供した

ら、銃を撃ったことと同じではないかということで、武器や弾薬の提供を行わないとされました。それから、戦闘行動のため発進準備中の航空機に対する給油や整備も行わないとされていました。

ところが、今回、武器の提供はだめだが、弾薬はいいということにされました。それから航空機に対する整備や給油の制限も外されてしまいました。戦闘現場でなければほとんどどこへ出かけていってもいい。武器の補給だけは許されないが、あとは何をしても構わない。

(まとめ)

さきに周辺事態法ができて、大議論の末に初めて、自衛隊の活動範囲が日本の周辺、極東にまで広がりました。一旦新しい法律ができてしまうと、それが前提になってさらに拡大していく。例えば周辺事態法ができたとき、今のこの重要影響事態法のようなものを作ろうとしても、それこそ大反対が起こって、とてもできなかったと思いますが、まず周辺事態法があるので、次に周辺地域の限定を外し拡大するということが段階的に行われてゆくことになってしまう、その危険性をすごく感じます。ここまで来れば、後方支援だから戦闘行為はしていないとこちらが勝手に言うだけで、相手国からみれば、敵対国の背後で日本が石油や弾薬を供給しているとすれば、日本も一緒になって自分の国を攻撃していると判断するはずです。

軍事の専門家ではありませんが、歴史小説など読んでも、直接戦うことはもちろんですが、弾薬や食料などの「兵站」と言いますが、後方支援の輸送部隊を叩くことが、戦争に勝つための大きな作戦でした。いくらでもそういう例はあるわけで、後方支援であり、戦闘に参加していないから、憲法 9 条に違反しないというのは、こちらの勝手な言い分であって、戦争をしている相手の国から見ればとても理屈が通る話ではない。重要影響事態法では、攻撃を受けるような危険な状態になれば活動を中止して引き上げることになっていますが、そんなに簡単に現場から離脱できるとも思えません。実際に重要な補給活動をしていて、攻撃を受けたからと言って突然逃げだしたら、支援している国からどう思われるのでしょうか。攻撃から身を守るために反撃すれば、おのずから武力行使に繋がっていくことになります。

そういう危険のある後方支援というものを、地域の限定もなく、支援の中身も拡大して、戦闘現場に近いところまで出かけていく。しかも世界中どこでも行って、アメリカだけではなく、オーストラリアなど他国の軍隊も対象にするとされていますから、戦争に参加する危険性が格段に高まることになる。自衛隊は必要最小限度の実力なので、憲法 9 条 2 項の「戦力」には該当しない、合憲だとされていますが、世界中どこまでも出かけていき、後方支援を行うことになれば、軍隊でなければ後方支援はできないわけで、戦力に該当しないという根拠さえ失われてゆくのではないか。

5. 自衛隊の活動範囲と内容の拡大（歴史的経過）

最後に、歴史的な経過を見れば、自衛隊の役割が徐々に変わり、拡大されていく過程、もうここまで来てしまったのかということがよくわかりますので、少し整理してみます。

まず1946年に憲法ができた時には、自衛隊は日本の領域だけで活動する。それから日本への武力攻撃に対する反撃に限定されていました。ところが1960年に安保条約が改訂されました。そこでは、自衛隊の活動範囲は日本の領土でした。内容は日本又は米国への攻撃に対する反撃になる。それから1999年に、周辺事態法ができました。これによって活動範囲が、日本の周辺地域に拡大された。これはすごく大きな契機でした。それから、活動内容として、後方地域での様々な支援活動ができるようになりました。

さらに、2001年に、テロ特措法ができました。これにより、アフガニスタン攻撃に対する支援として、初めてインド洋まで出かけ給油活動をしました。さらに、2003年のイラク特措法で、地域を指定すれば外国の領域に入っていくことも、諸外国に対する支援も可能になった。そして、今回の重要影響事態法で、自衛隊の活動範囲が全世界に拡大して、戦闘現場以外ならどこでも後方支援が可能とされた。米国以外の国も対象に、武器の提供以外はあらゆる後方支援ができるようになった。

こういう経過をたどって今日がある。一気にやったら、とてもできなかったと思いますが、徐々に既成事実を積み上げて、自衛隊の活動範囲を拡大しているのです。今回も重要影響事態法を検討する時に、もはや周辺事態法の抱える問題点に遡って議論する余裕もない。むしろ周辺事態に限定し、それ以上拡大すべきではないと、悲しいことですが、周辺事態法が前提になってしまっている。

後方支援自体がまさに憲法に反するのではないかという議論も、今はほとんどされなくなってきた。後方支援は憲法に違反しない、武力行使と一体化しないという前提で議論がされるようになった。でも中身を見ると戦闘現場に限りなく近くなっていくし、武器の提供以外は何でもできるようになってくる。限りなく武力行使に近づいているのが実態。ここまで来たら、次に何が出るかわかりませんが、武器の提供さえ例外ではなくなるかもしれない。

岩国でもそうでした。滑走路の沖合移設があって、とにかく少しづつ事実を重ねながら、基地機能の拡大が行われてゆく。一つの事業が行われる時には、将来のことも考えて慎重に判断する必要がある。

集団的自衛権の問題もこれで終わりではありません。国連憲章で集団的自衛権が認められているので、それを堂々と使うことができる普通の国にしたいというのが自民党の憲法改正草案です。最終的には憲法改正を目指しており、その前段階で今度大きな階段を上がろうとしている。そこまで睨んで慎重に議論しなければいけない。

